

火災概況月報 (令和6年3月分)

2024年度全国統一防火標語 『守りたい 未来があるから 火の用心』

火災概況通信 4月号 令和6年4月16日
編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

区分	火災件数(件)						焼損面積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)	
	計	建物		林野	車両	その他	建物焼損 床面積(m ²)	建物焼損 表面積(m ²)	林野焼損 面積(a)					
		住宅(併用共同舎)	その他											
合計	前月累計	114	46	20	1	9	38	2,595	108	1	124,414	69	36	84
	本月計	82	33	14	1	4	30	530	67	58	58,558	38	27	58
	累計	196	79	34	2	13	68	3,126	175	59	182,972	107	63	142
	前年累計比較	△44	17	△15	△11	4	△39	△5,482	△175	△61	△581,512	△77	△38	△65
前年	同月分	94	11	20	5	2	56	5,234	112	96	568,935	53	18	43
	累計分	240	62	49	13	9	107	8,607	349	120	764,484	184	101	207

区分	死傷者数		出火原因(件)												
	死者 (人)	負傷者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中	
合計	前月累計	7	16	114	5	5	0	17	2	6	6	7	2	31	33
	本月計	2	14	82	5	7	0	15	1	4	3	1	0	12	34
	累計	9	30	196	10	12	0	32	3	10	9	8	2	43	67
	前年累計比較	2	3	△44	△8	6	△1	△18	△2	7	3	△20	△9	△24	22
前年	同月分	2	7	94	7	2	1	22	2	1	0	14	4	24	17
	累計分	7	27	240	18	6	1	50	5	3	6	28	11	67	45

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 3月の総出火件数は82件で、前年同月に比べ12件減少(12.8%減)しました。
 - ・建物火災は47件(16件増)、林野火災は1件(4件減)、車両火災は4件(2件増)、その他火災は30件(26件減)となっています。
 - ・建物火災は全火災の57.3%でした。
- 3月の火災による死者は2人で前年同月と同数、負傷者は14人で前年同月と比較し7人増加しました。
- 出火原因の第1位は「たき火」で15件、第2位は「こんろ」で7件、第3位は「たばこ」で5件でした。
 - ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は5件(6.1%)です。



★ 住宅火災に注意をしましょう！

3月までに県内で発生した火災のうち、約4割が住宅の火災でした。家族全員で火災の恐ろしさを話し合い、防火対策の再確認をしましょう。

・たばこ・・・たばこの火は700℃～800℃もの高温です。完全に消したつもりでも消えないことがあります。

・こんろ・・・台所での火災原因の最も高いのがこんろです。天ぷら油火災にも注意しましょう。

※ 高齢者のために・・・

高齢者は、身体能力が低下し、火災による危険性が増大します。逃げやすい就寝場所などを考えましょう。

また、寝室など、適切な場所に住宅用火災警報器を設置しましょう！



〈住宅防火 いのちを守る 10のポイント -4つの習慣・6つの対策-〉

4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

★ 2024年度 全国統一防火標語 守りたい 未来があるから 火の用心

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 岐阜県内令和5年6月時点の設置率は82.1%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和5年6月時点)が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.3%、岐阜県における設置率は82.1%となっており、前回の80.4%から1.7ポイントの増加となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は26番目となります。



○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R5.6	R4.6		R5.6
全国	84.3%	84.0%	0.3	67.2%
岐阜県	82.1%	80.4%	1.7	63.1%

設置率: 設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率: 設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合

あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。